

議会案第 3 号

## 白河市議会委員会条例の一部を改正する条例

白河市議会委員会条例（平成 17 年白河市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年 7 月 9 日」を「令和 9 年 7 月 8 日」に、「12 人」を「9 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 28 日提出

理 由

議会運営の万般について、協議し、会派間の意見調整を図り、円滑な議会の運営を期すため、議会運営委員の定数に関して所要の改正を行うもの。